

料金後納郵便

015-0002

札幌市中央区南4条西6丁目10-21  
中央マンション105号

納付承継人

札幌 華子 様  
(札幌 一郎 様分)

カスタマーバーコード印字領域(送付先住所)

10-000156

親展 重要

問い合わせ先：札幌市中央区役所 保健福祉部保険年金課収納係  
所在地：〒006-0015札幌市中央区南3条西11丁目330-2  
電話：011-024-0021

② ご案内は内側にあります。裏面の①から順にゆっくりはがしてご覧ください。  
※このハガキが濡れた状態の時は、よく乾かしてからはがしてください。

### 札幌市 領収済通知書 公

口座番号 02700-6-960033 加入者名 札幌市会計管理者

氏名 札幌 華子 様

この通知書で裏面記載の金融機関等にて納付できます。

平成<sup>⑤</sup>24年度<sup>⑦</sup>24年分 介護保険会計 介護保険料

取りまとめ店  
㈱ゆうちょ銀行  
小樽貯金事務センター  
〒047-8794

①帳票コード ②区コード ③ 60 下記のとおりに領収したので通知します。

⑬ 被保険者番号 012345678	⑭ 期別 4	⑮ 納区 1	納期限 平成24年9月30日
⑰ 納付金額 1,000,000 円	⑱ 延滞金額 円	⑲ 合計金額 1,000,000 円	

この用紙ではコンビニエンスストア及びスマートフォン決済でお支払いできません。

⑳ 領収日付印

((礼会認XX-XX))

(札幌市控)

### 札幌市 領収書控 公

口座番号 02700-6-960033  
加入者名 札幌市会計管理者

氏名 札幌 華子 様

被保険者番号  
012345678

納期限  
平成24年9月30日

H24年度 (H24年分)  
第4期

納付金額  
1,000,000 円

延滞金額  
円

合計金額  
1,000,000 円

領収日付印

(主管課名)  
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課  
(金融機関控)

### 介護保険料 督促状

あなたの介護保険料は下記のとおり未納となっておりますので、  
地方自治法第231条の3第1項の規定により督促します。  
10月28日までに、裏面記載の納付場所で納付してください。

H24年度 (H24年分) 第4期	被保険者番号 012345678
科目コード・名称 60 介護保険料	納期限 平成24年9月30日

未納金額 1,000,000 円

※この督促状は0月5日までの納付内容で作成しています。  
上記の未納金額以外にも、未納の保険料がある場合があります。  
すでに納付済みの場合は行き違いですので、ご了承ください。

発送日  
平成24年(2013年)9月30日

札幌市 中央区長

公印

### 札幌市 納付書・領収書 公

氏名 札幌 華子 様

H24年度 (H24年分) 被保険者番号  
第4期 012345678

下記のとおりに納付します。  
納付金額 1,000,000 円

延滞金額 円  
合計金額 1,000,000 円

上記の通り領収しました。  
(受取人)札幌市会計管理者  
この領収書は大切に保管してください。  
領収日付印のない領収書は無効です。  
お問い合わせ先、納付場所は裏面に記載しております。(納入控)

102.00mm

102.00mm

35.00mm

67.00mm

306.00mm

153.00mm

納付場所(変更になる場合があります。)

- 1 全国の北洋銀行、北海道銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北陸銀行及び三井住友信託銀行の本支店出張所
- 2 北海道内の北海道信用金庫、室蘭信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、渡島信用金庫、旭川信用金庫、稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、大地みらい信用金庫、遠軽信用金庫及び北海道労働金庫の本支店出張所
- 3 札幌市内の青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、七十七銀行、第四北越銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、新生銀行、北央信用組合、札幌中央信用組合、ウリ信用組合、空知商工信用組合、あすか信用組合、北海道信用農業協同組合連合会、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会の本支店出張所及びゆうちょ銀行(郵便局)

○お問い合わせは、  
各区役所保険年金課収納係まで

① 矢印方向へゆっくりとはがしてご覧ください。



郵便はがき

67.00mm

35.00mm

102.00mm

306.00mm

《このまま未納を続けた場合》

この督促状の指定納付期限までに納付されないときは、滞納処分(財産の差押など)を受けることがあります。また、介護サービスを利用する際に、支払方法変更の措置(償還払化)や給付額減額の措置(6割又は7割給付)などの保険給付の制限等を受けることがあります。

《延滞金について》

納期限後に保険料を納付する場合には、納入通知書に記載された計算方法により算出した延滞金が加算されます。

《不服があるとき》

この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この督促については、適法な審査請求に対する判決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、判決を経ないで、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 督促、督促の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この督促について、審査請求に対する判決を経て取消しの訴えを提起する場合には、当該判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として提起することとなります。

なお、判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

○お問い合わせ先:各区役所保険年金課収納係 電話番号(直通)

中央区	205-3343	豊平区	822-2510
北区	757-2493	清田区	889-2064
東区	741-2536	南区	582-4775
白石区	861-2496	西区	641-6978
厚別区	895-2597	手稲区	681-2575

北海道介護保険審査会(北海道庁内) 電話231-4111(代表)

102.00mm

153.00mm

※「開け方」部分のイラストと文字は黒一色。